

医療的ケア部会 実績報告

(令和4年12月末現在)

1 開催回数

部会2回

2 部会員の構成

区職員9人、区内障害者施設関係代表者等4人

6頁「医療的ケア部会 委員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 設置要領の制定

医療的ケア部会設置要領を制定し、令和4年6月3日より施行した。

要領は7頁のとおり

(2) 医療的ケア児者の実態把握のための調査を実施した。

(3) 活動報告

令和4年度は医療的ケア児者の実態把握と関係機関相互の情報及び課題の共有に関することをテーマとして意見交換を行った。

日 時	部会/分科会	内 容
9月7日(水)	第1回部会	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア協議の場の報告・葛飾区の医療的ケア児者の受け入れ状況・作業部会の設置について・実態調査について
1月23日(月) (予定)	第2回部会	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児者調査の結果報告・作業部会報告

4 今後の方向性

実態把握調査等の結果をふまえ、必要な施策を検討していく。

障害があり医療的ケアを必要とする方への実態把握調査報告(概要)

1 調査方法

(1) 医療的ケア児者受け入れ事業所等調査

区内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所、育成課、保育課、子育て支援課、総合教育センターに医療的ケア児者の受け入れ実績を調査

(2) 調査票配布

(1)の調査で受け入れ実績ありとの回答があった事業所と水元小合学園に10月末から調査票を対象者に配布依頼。回答は、障害福祉課に郵送またはロゴフォームで回答

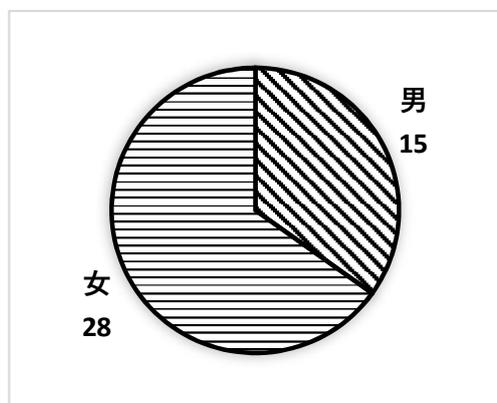
(3) 訪問看護ステーションに調査票の配布依頼

学校、事業所からの調査票配布で、配布できなかった家庭を対象に訪問看護ステーションに調査票配布依頼。回答は障害福祉課に郵送またはロゴフォームで回答

2 調査結果(概要)

令和4年12月16日時点で回答があったもの。

(1) 性別



回答の2/3が女性との回答だった。
回答の半数以上が幼児期、学齢期であった。

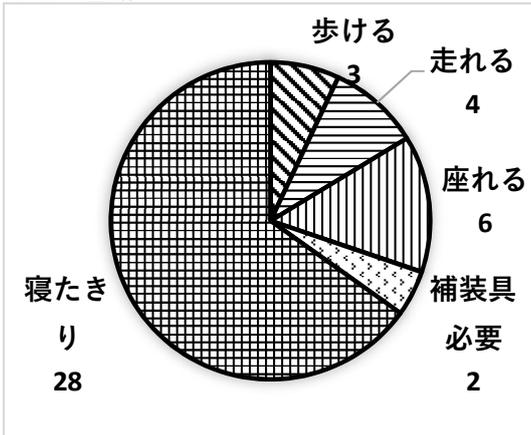
年齢別内訳

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
男	3	2	1		5	1	3	15
女	5	11	1	1	5	4	1	28
計	8	13	2	1	10	5	4	43

(2) 必要とする医療的ケア(複数回答)

	人数	割合
たんの吸引	34	79.1%
経管栄養	31	72.1%
ネブライザー	25	58.1%
気管切開	23	53.5%
人工呼吸器	20	46.5%
酸素吸入	19	44.2%
定期導尿	7	16.3%
人工肛門	2	4.7%
経口摂取・全介助	2	4.7%
腸ろう腸管栄養	1	2.3%

(3) 運動

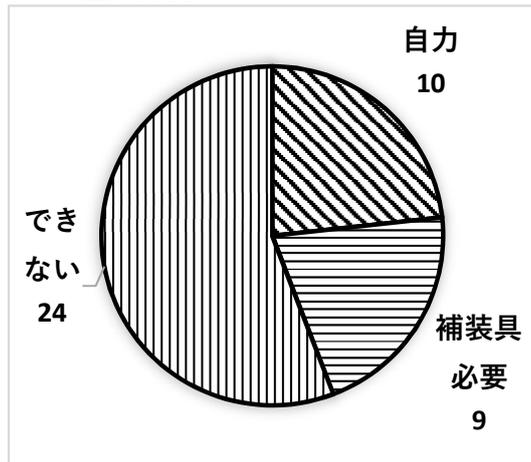


65%の方は寝たきりとの回答だったが、16%の方は歩ける、走れるとの回答だった。
歩ける、走れるとの回答は、幼児期、小学校の年代に多かった。

年齢別内訳

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
歩ける		1	1		1			3
走れる	2	2						4
座れる	2	1			1	1	1	6
補装具必要	1					1		2
寝たきり	3	9	1	1	8	3	3	28
計	8	13	2	1	10	5	4	43

(4) 座位保持

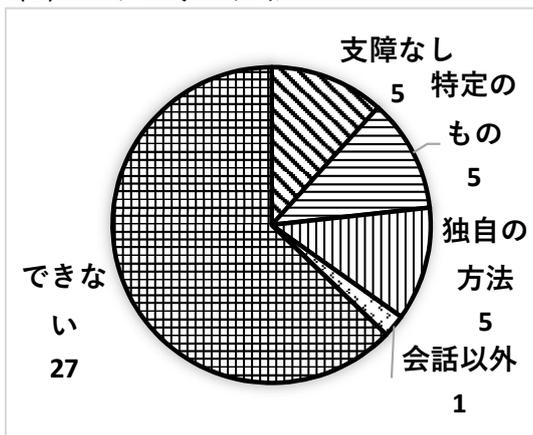


半数近くの方は、自力または補装具があれば、座位保持が可能であった。

年齢別内訳

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
自力	2	4	1		2		1	10
補装具必要	4	1			1	3		9
できない	2	8	1	1	7	2	3	24
計	8	13	2	1	10	5	4	43

(5) コミュニケーション

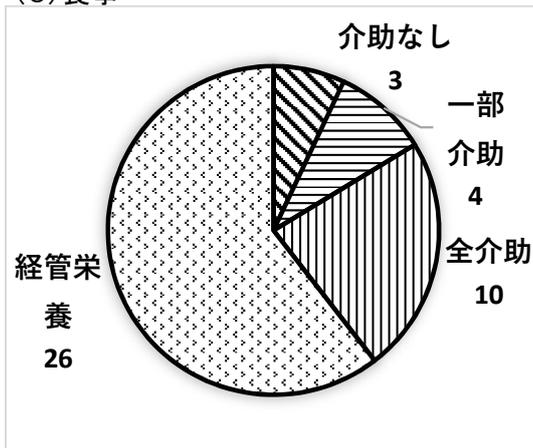


6割の方は、コミュニケーションはできないとの回答だったが、支障なし、特定のもの、独自の方法であればコミュニケーションが可能との回答が、それぞれ5人いた。

年齢別内訳

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
支障なし	3	2						5
特定のもの	1	1	1		2			5
独自の方法	1	2			1		1	5
会話以外						1		1
できない	3	8	1	1	7	4	3	27
計	8	13	2	1	10	5	4	43

(6) 食事



6割の方は、経管栄養。主な介助者は、家族。

年齢別内訳

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
介助なし	1	2						3
一部介助	1	1	1		1			4
全介助	1	3			3	1	2	10
経管栄養	5	7	1	1	6	4	2	26
計	8	13	2	1	10	5	4	43

主な介助者

	1から5歳	6から12歳	13から15歳	16から19歳	20から29歳	30から39歳	40から49歳	計
介助なし	1	2						3
家族	6	10	2	1	8	2	3	32
家族+外部	1	1			2	2		6
外部						1	1	2
計	8	13	2	1	10	5	4	43

パンフレットの記載事項・ページ割振

ページ	記載事項	担当課	備考
1	目次	障害福祉課	
2	医療的ケアとは	保健予防課	
3・4	ライフステージごとの 相談窓口一覧	障害福祉課	
5	保健師の相談	保健センター	
6	発達の相談	子ども家庭支援課	
7・8	医療費の助成・給付	障害福祉課、保健予防 課、子育て支援課	
9・10	手当・年金等	障害福祉課、保健予防 課、子育て支援課	
11・12	手帳や福祉サービスの 相談／障害者手帳	障害福祉課	福祉サービスの内容やホームヘルプも こちらに含める
13・14	レスパイト・日常生活 用具・補装具・巡回入 浴	障害福祉課	
15	重度心身障害児等訪 問事業	保健予防課	
16	人工呼吸器使用者災 害時支援・避難所	地域保健課	
17	保育所の利用	保育課	対象、要件などを記載
18	幼稚園の利用	子育て支援課・学校教育 支援担当課	対象、要件などを記載
19・20	療育とは・児童発達 支援の利用	障害者施設課	対象施設は5か所程度なので一覧も載 せる。
21・22	就学相談・特別支援 学級／学校	学校教育支援担当課	
23	放課後等デイサービ スの利用	障害者施設課	対象施設は5か所程度なので一覧も載 せる。
24	18歳以上の通所施設	障害者施設課	対象施設は5か所程度なので一覧も載 せる。
25	関係団体	障害福祉課	【掲載予定の団体】 ・葛飾区重症心身障害児(者)を守る会 ・葛飾区肢体不自由児者父母の会 ・葛飾区手をつなぐ親の会 ・とらのこ
26	メモ欄	障害福祉課	

葛飾区医療的ケア部会委員名簿（令和4年度）

所属等	備考
葛飾区医師会訪問看護ステーション	
葛飾区重症心身障害児（者）を守る会	
東京都教職員研修センター	
水元小合学園	
障害福祉課長	会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
地域保健課長	副会長
保健予防課長	
青戸保健センター所長	
子育て支援課長	
保育課長	
学校教育支援担当課長	

医療的ケア部会設置要領

令和4年6月3日
4葛福障第248号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアが必要な状態にある障害児者が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱（平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁）第7条の規定に基づき、医療的ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児者の実態把握、個別の支援に関すること。
- (2) サービスや地域資源の共有及び施設の利用促進に関すること。
- (3) 医療的ケア児者の支援にかかる関係機関相互の情報及び課題の共有に関すること。
- (4) その他医療的ケア児者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、地域保健課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、具体的な取組を検討するための作業部会を設置することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和4年 6月 3日から施行する。

別表 (第3条関係)

障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
保健予防課長	
青戸保健センター長	
保育課長	
子育て支援課長	
学校教育支援担当課長	
特別支援学校代表	
特別支援教育関係者	
医療的ケア児者保護者等	
医療的ケア児者関連事業者等	